

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年12月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルホンカウボーイ佐沼店、薬王堂・ユニクロ佐沼店
登米市迫町佐沼字萩洗2丁目12番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
本間物産株式会社 代表取締役 東海林 誠
山形県飽海郡遊佐町比子字白木23番362
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
小売業者一覧（変更前）のとおり	小売業者一覧（変更後）のとおり

- 4 変更の年月日
小売業者一覧のとおり
- 5 届出年月日
令和3年11月22日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所
- 7 縦覧期間
令和3年12月15日から令和4年4月15日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。

別紙（小売業者一覧）

（変更前）

No	氏名（名称）	法人の場合 代表者氏名	住所（所在地）	備考
1	本間物産株式会社	代表取締役 東海林誠	山形県飽海郡遊佐町比子字白木 23 番 362	
2	株式会社薬王堂	代表取締役 西郷辰弘	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 3 地割 4 2 6 番地	
3	株式会社ファースト リテイリング	代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山 7 1 7 番地 1	

（変更後）

No	氏名（名称）	法人の場合 代表者氏名	住所（所在地）	備考
1	本間物産株式会社	代表取締役 東海林誠	山形県飽海郡遊佐町比子字白木 2 3 番 3 6 2	
2	株式会社薬王堂	代表取締役 西郷辰弘	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 3 地割 4 2 6 番地	
3	株式会社ファースト リテイリング	代表取締役 柳井正	山口市佐山 1 0 7 1 7 番地 1	地番変更 (令和 2 年 7 月 17 日)